大和ハウスリート投資法人

平成 24 年 11 月 9 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 3 番 6 号
大 和 ハ ウ ス リ ー ト 投 資 法 人
代表者名　執 行 役 員 筧　正　澄
（コード番号：3263）
資産運用会社名
大和ハウス・リート・マネジメント株式会社
代表者名　代表取締役社長　名　島　弘　尚
問合せ先　取締役財務部長　鈴　木　剛　弘
（TEL．03-5651-2895）

新投資口発行及び投資口売出しに係る仮条件決定のお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 24 年 10 月 24 日開催の本投資法人役員会において決議いたしました本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関し、公募による新投資口発行における発行価格の仮条件を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

発行価格の仮条件：1 口当たり　480,000 円以上 500,000 円以下

＜ご参考＞

1. 募集投資口数及び売出投資口数
   (1) 募 集 投 資 口 数　102,800 口（国内一般募集 87,400 口及び海外募集 15,400 口を目処に募集を行う予定であるが、その最終的な内訳は、募集投資口数 102,800 口の範囲内で、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。）
   (2) 売 出 投 資 口 数　5,140 口（オーバーアロットメントによる売出し）
   なお、上記売出投資口数は上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
2. 需 要 の 申 告 期 間　平成 24 年 11 月 12 日（月）から
   （ﾌﾞｯｸ･ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ期間）　平成 24 年 11 月 16 日（金）まで
3. 発 行 価 格 等 決 定 日　平成 24 年 11 月 19 日（月）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。
本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。本投資法人の投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は本投資法人又は売出人より入手することができます。これには本投資法人及び本投資法人の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

4.	申込期間 （国内一般募集）	平成24年11月20日（火）から 平成24年11月26日（月）まで
5.	払込期日	平成24年11月27日（火）
6.	受渡期日	平成24年11月28日（水）
7.	仮条件決定の理由	本投資法人が保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資法人の投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定した。

8. 上記各号のうち、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

※詳細につきましては、平成24年10月24日付で公表した「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。
本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。本投資法人の投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は本投資法人又は売出人より入手することができます。これには本投資法人及び本投資法人の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。